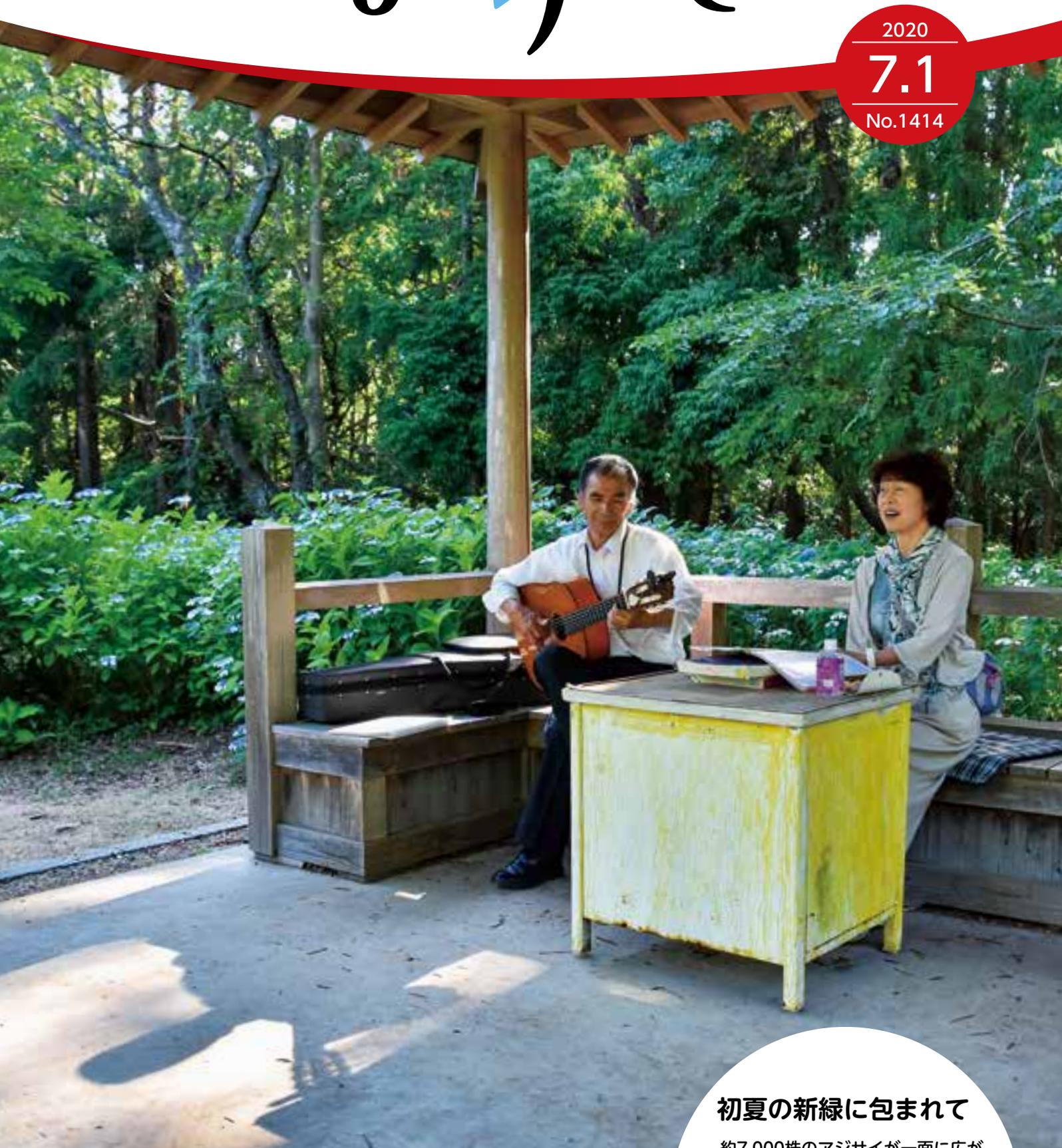


# 広報 なりた

2020

7.1

No.1414



## 初夏の新緑に包まれて

約7,000株のアジサイが一面に広がる宗吾霊堂のあじさい園。木漏れ日が差し込む園内で、優美な音色と歌声を響かせる2人の姿がありました。(6月17日)

### 主な内容

広報なりた写真掲載企画	2
市独自の支援策 第2弾	4
令和3年4月採用の市職員募集	13



# インスタグラムに祭りが集う



本市では毎年さまざまな祭りが開催されていますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響でその多くが中止となりました。「来年こそ祭りを楽しみたい」という思いを共有するため、インスタグラムで成田の祭りの写真を募集したところ約40点の作品が集まりました。このページでは投稿された作品の一部を紹介します。

- ①② … 成田太鼓祭  
 ③ … 成田山平和大塔まつり奉納総踊り  
 ④⑤ … 成田祇園祭  
 ⑥ … 本三里塚夏祭り  
 ⑦ … 成田山みたま祭り盆踊り大会  
 ⑧ … 成田ふるさとまつり  
 ⑨⑩ … 成田伝統芸能まつり  
 ⑪ … 成田弦まつり

- 投稿者  
 ①③⑪ … @ichiro34  
 ②④⑨ … @758masanori  
 ③⑤ … @yuya\_5dmark4  
 ⑥ … @morinohoikusyo  
 ⑦ … @hiromy\_pink  
 ⑩ … @gkinosansa

## インスタグラムとは

国内で約3,300万人が利用しているSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)で、写真や動画を世界中の人と共有できるサービスです。

広報課インスタグラムのアカウントは「成田市広報課(@narita\_city)」です。インスタグラム内で検索するか、右記のネームタグを読み取ってアクセスしてください。



※このほかの写真はインスタグラムのハッシュタグ「#成田の祭り」で見ることができます。くわしくは広報課(☎20-1503)へ。

# 納付方法を確認しましょう

75歳以上の人と一定の障がいがある65歳以上の希望者が加入する後期高齢者医療制度。今回は、保険料の納付方法や保険証の更新などについてお知らせします。

## 令和2・3年度の保険料が決定

後期高齢者医療制度の保険料は2年に1度見直されます。令和2・3年度は、所得割率は8・39パーセント、均等割額は4万3、400円となりました。

### 均等割額の軽減措置を一部変更

所得が一定以下の世帯は均等割額が軽減されます。

令和元年度に8割軽減だった人は、令和2年度から7割軽減に変更されます。

## 保険料額決定通知書を送付

納付書や口座振替で納付する普通徴収の人は7月15日(水)に、年金から直接引き落としで納付する特別徴収の人は7月21日(火)に保険料額決定通知書を送付します。

なお、確定申告の延長期間中に

申告した人は、8月以降に保険料が変更になる場合がありますので注意してください。

## 保険料の納付方法

納付方法は、年金の受給額や資格の取得時期などにより異なります(下表)。通知書が届いたら、自分がどの納付方法に該当するか確認してください。

### コンビニやペイジーでの支払いが可能に

納付書で納める場合、コンビニでの納付やATMなどを使ったペイジーでの支払いもできるようになりました。

### 年金からの引き落としを口座振替に変更するには

年金からの引き落としで納付している人で、口座振替による納付を希望する人は、7月31日(金)までに印鑑と引き落とし口座が分かる物を持って保険年金課(市役所1

階)で納付方法変更の申し出を行い、金融機関で口座振替の手続きをしてください。10月の年金からの引き落としが停止され、口座振替による納付となります。ただし、これまでの納付状況などから変更ができない場合があります。

## 保険証を一齐に更新

保険証を8月1日(土)に更新します。新しい保険証は7月7日(火)に簡易書留で発送します。

配達時に不在の場合は「郵便物等」不在連絡票<sup>とうかん</sup>が投函され、保険証は郵便局で1週間保管されます。保管期間を過ぎた後は保険年金課で保管しますので、同課(☎20・1547)へ連絡してから受け取りにきてください。

現在の保険証は、有効期限が過ぎてから個人情報に注意して廃棄するか、次の場所に設置された保険証回収箱へ返却してください。

保険証回収箱設置場所 Ⅱ 保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所

## 自己負担割合が変更になることも

医療費の負担割合が3割の人のうち、次のいずれかに当てはまる人は、申請により1割になります。対象と見込まれる人に申請書を送付しますので手続きしてください。

○同じ世帯の被保険者の収入額の合計が520万円(同じ世帯で

被保険者が1人の場合は383万円)に満たない人

○年収が383万円以上の被保険者で、同じ世帯の70歳以上の者を含めた収入額の合計が520万円に満たない人

※くわしくは保険年金課(☎20・1547)へ。

## 令和2年度の保険料の納付方法

対象	納付方法
令和2年2月支給時の年金から引き落としで納付していた人 令和元年11月までに年齢到達や転入などにより新たに資格を取得し、年金から引き落とされる要件を満たす人	年金からの引き落としによる納付
年度の途中で、保険料の減額や変更などにより年金からの引き落としが停止された人 令和元年12月～2年5月に年齢到達や転入などにより新たに資格を取得し、年金から引き落とされる要件を満たす人	○7～9月は、納付書または口座振替による納付 ○10月からは年金からの引き落としによる納付
納付書または口座振替により納付していた人(年金から引き落とされる要件を満たさない人) 令和2年6月以降に年齢到達や転入などにより新たに資格を取得した人	納付書または口座振替による納付

\*年金から引き落とされる要件は、年金受給額が年間18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない場合です。要件を満たさない人は、納付書または口座振替による納付になります。



# 暮らしや事業の安定に役立てて

市では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活と地域経済の安定を図るため、新たな支援を行います。

## 市民の皆さまへ

県外移動の自粛解除により市内にも人出が増え、徐々に活気が戻ってきています。今後は、感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。そこで市では、皆さまの生活や事業の継続を支えるため、第2弾となる独自の支援策を実施します。市民の皆さまには、支援制度を有効に活用することで以前の生活を取り戻す一助としていただくとともに、地域経済の活性化にご協力をお願いいたします。

成田市長 小泉一成

## なりた地域応援プレミアム付商品券

地域経済の活性化のため、市内の店舗で利用できる「なりた地域応援プレミアム付商品券」を8月に発行します。購入には事前の申し込みが必要です。

**販売価格(1冊当たり)** = 1万円(1人5冊まで。応募者多数は抽選)

**内容** = 市内の全ての取扱店で利用できる共通券(1,000円券)10枚、小規模店専用券(500円券)6枚の計1万3,000円分。釣り銭は出ません

**利用可能期間** = 8月17日(月)~1月31日(日)

**利用可能店舗** = 店頭にステッカーを掲示している店舗。後日、市ホームページでお知らせします

**対象** = 市内在住・在勤・在学の人

**申込方法** = 7月22日(水)(当日消印有効)までに往復はがきに住所、氏名(ふりがな)、電話番号、在勤・在学の方は勤務先または学校名、購入希望冊数を書いて商工課(〒286-8585 花崎町760)へ。後日、結果を通知します(1人1通まで。返信用の宛名も記載してください)

**購入方法** = 当選通知に記載された販売期間内に、指定販売場所で当選通知と引き換えで購入。運転免許証などの本人確認ができる物を持ってきてください

※くわしくは成田市新型コロナウイルス感染症対策専用ダイヤル(☎20-1535)へ。

## 高齢者支援商品券

日常生活を取り戻すきっかけとしてもらうため、外出や地域交流などを自粛していた高齢者に市内の店舗で利用できる5,000円分の商品券を交付します。

**対象** = 昭和31年4月1日以前に生まれ、令和2年8月1日時点で市に住民記録がある人

**利用可能期限** = 1月31日(日)

**交付方法** = 8月中に対象者に郵送(申請は不要)

※商品券は「なりた地域応援プレミアム付商品券」の利用可能店舗で利用できます。くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。

## 介護サービス事業者等応援給付金・障がい福祉サービス事業者等応援給付金

市内の介護サービス事業者や障がい福祉サービス事業者に対し、給付金を支給します。対象となる事業者には申請書を送付しています。

**対象** = 令和2年6月1日時点で、市内において事業を営んでおり、引き続き事業を営んでいる事業者

**給付額(1事業者当たり)** = 10万円(市内に複数の事業所がある事業者は20万円)

**申請方法** = 申請書を郵送で、介護サービス事業者は高齢者福祉課(〒286-8585 花崎町760)、障がい福祉サービス事業者は障がい者福祉課へ

**申請期限** = 7月31日(金)

※くわしくは介護サービス事業者は高齢者福祉課(☎20-1537)、障がい福祉サービス事業者は障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

## 成田市農業者緊急支援給付金

農業収入が減少し、経営の安定に支障が生じている農業者に対し、給付金を支給します。

**対象**＝農林畜水産業を営む農業経営体のうち次の全ての条件を満たす事業主

- 令和2年4月7日時点で、市内在住で農業を営んでおり、引き続き農業を営んでいる
- 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2～5月のいずれか1カ月の農業収入が前年の同月と比較して30%以上減少している
- 成田市中小企業等緊急支援給付金を受給していない
- 市税を滞納していない(滞納している場合は令和2年2月1日時点で納付の約束が履行されていること)
- 反社会的勢力でない、または反社会的勢力と関係を有していない

**給付額(1経営体当たり)**＝30万円

**申請方法**＝市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/business/page0138\\_00035.html](https://www.city.narita.chiba.jp/business/page0138_00035.html))にある申請

書と次の必要書類を郵送で農政課「成田市農業者緊急支援給付金」担当(〒286-8585 花崎町760)へ。申請書をダウンロードできない場合は郵送しますので農政課(☎20-1541)へ連絡してください。農政課(市役所4階)、下総・大栄支所、成田市農業センター(宝田)の窓口でも配布しています。なお、農政課の窓口でも申請できます。予約制となるので、事前に同課へ連絡してください

### 必要書類

- 対象月の売上台帳の写し
- 対象月の出荷伝票・明細書などの写し(出荷先が発行するもの)
- 対象月の農林畜水産物の販売額が確認できる通帳の写し
- 本人確認ができる物(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写し
- 通帳(口座番号と名義人が分かるページ)の写し

**申請期限**＝8月31日(月)

※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。

## なりた新生児応援給付金

生活環境が制限されたことにより影響を受けた新生児の保護者を支援するため、給付金を支給します。対象者には申請書を送付します。

**対象**＝令和2年4月28日～5月31日に生まれ、5月31日時点で市に住民記録がある新生児の保護者

**給付額(新生児1人当たり)**＝10万円

**申請方法**＝申請書と必要書類を同封の返信用封筒で子育て支援課へ

**申請期限**＝9月30日(火)(当日消印有効)

※くわしくは同課(☎20-1538)へ。

## なりたひとり親家庭応援給付金

子育てと仕事を一人で担い、負担が生じているひとり親世帯などを支援するため、給付金を支給します。対象と見込まれる世帯には申請書を送付します。

**対象**＝次のいずれかに当てはまるひとり親世帯など

- 基本給付
  - ①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している
  - ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止となっている
  - ③18歳未満の子(令和2年度中に18歳になる子を含む)を持つひとり親で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受けている場合と同じ水準となっている
- 追加給付  
基本給付の①②のうち、感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した

### 給付額

- 基本給付…第1子は5万円、第2子以降は1人当たり3万円
- 追加給付…1世帯5万円

### 申請方法

①申請は不要です。8月中に令和2年6月分の児童扶養手当

を支給している口座に振り込みます。ただし、追加給付を受ける場合には追加給付の申請書の子育て支援課(市役所2階)へ

②基本給付の申請書と必要書類、追加給付を受ける場合には追加給付の申請書を同課へ

③基本給付の申請書と必要書類を同課へ

**申請期間**＝8月3日(月)～12月1日(火)

※くわしくは同課(☎20-1538)へ。

### 国の支援策

## ひとり親世帯 臨時特別給付金

対象・給付額・申請方法・申請期間は「なりたひとり親家庭応援給付金」と同じです。

併せて申請する場合は必要書類を省略できます。申請書は別途必要です。

※くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。

水稻の薬剤散布

7月10日～27日に実施

市内各地区の植物防疫協会では、水稻をイモチ病・紋枯病などの病気がから守り、良質な米を作るため無線操縦ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。

対象地区と期日

- 大栄地区：7月10日(金)・11日(土)
  - 下総地区：7月14日(火)・16日(木)
  - 成田地区：7月25日(土)・27日(月)
- 作業予定時間は午前5時～11時ごろです。雨天や強風の場合は順延します。

薬剤散布による被害の防止には極力配慮しますが、次のことに注意してください。

- 散布時間は、通勤・通学の時間帯と重なる場合があるため、区域内の水田周辺の通行や駐車をするべく避ける
- 洗濯物や寝具は屋外に干さないようにし、小動物を入れていない籠などはカバーを掛ける
- 薬剤が掛かったときは水で洗い

落とす。心配な場合は、成田地区の人は県農業共済組合北総支所へ、下総・大栄地区の人は農政課へ相談する。緊急時は成田赤十字病院(☎22・2311)へ

※くわしくは、成田地区については県農業共済組合北総支所(☎043・481・6911)、下総・大栄地区については農政課(☎20・1541)へ。

井戸の衛生管理

定期的に点検を

- 井戸の衛生管理は設置者の責任となりますので、次のことに気を付けて適正に管理してください。
- 井戸やその周辺は定期的に掃除・点検をして清潔に保つ
- 井戸やその周辺に人や動物が入れないようにする
- 定期的に水質検査を受ける

○新たに設置した井戸も飲用前に水質検査を受け、安全を確認する

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

節水

限りある資源を大切に

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。限りある貴重な資源を守るためにも節水を心掛きましょう。

- 蛇口は小まめに閉める
  - 洗濯などは風呂の残り湯を使う
  - 歯みがきはコップを使って行う
  - 洗車はバケツを使って行う
- ※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

介護保険料

期限内に納付を

介護保険料を納付書や口座振替で納付(普通徴収)している65歳以上の人に対して、介護保険料額決定・納付通知書を7月15日(水)に送

付します。同封の納付書は金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでの支払いのほか、ペイジー、クレジットカードでの支払いにも対応しています。

年金からの引き落としで納付(特別徴収)している人には、保険料額決定通知書を7月21日(火)に送付します。前年に年金から引き落としされていた人の保険料が年度途中で変更になった場合は、納付書や口座振替での納付に変更されていることがあるので注意してください。

また、災害や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活困窮などの特別な事情によって保険料を納付することが困難なときには、保険料の徴収の猶予や、減額・免除を受けられる場合があります。

一部の段階の保険料をさらに減額

令和2年度の介護保険料は令和元年10月の消費税率引き上げに伴う財源の活用により、第1段階から第3段階の保険料が令和元年度と比べ、さらに減額となりました。※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

キャッシュレス決済

市役所などで開始

各種証明書などの交付手数料や診療費の支払いにクレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済サービスが利用できるようになりました。

取扱窓口：市民課(赤坂・遠山分室含む)、市民税課、資産税課、納税課、下総・大栄支所、急病診療所

対象：戸籍謄(抄)本・住民票・印鑑登録証明書・課税証明書などの交付手数料、診療費

利用できる決済サービス：VISA・JCB・Mastercardなどのクレジットカード・Suica・PASM・WAON・nanaco・Edy・QUICPayなどの電子マネー

利用する際は次のことに注意してください。

- 電子マネーへの入金(チャージ)はできません
- 現金との併用はできません
- 市税・保険料は納付できません

※くわしくは行政管理局(☎20・1501)へ。

## 災害復興住宅資金利子補給制度

### 対象の拡大と 申込期限の延長

市では、令和元年台風15号で住宅に被害を受けた人が融資を受け、建設・補修などを行う場合に返済利子の一部を補給しています。

この対象を令和元年台風19号と令和元年10月25日の大雨まで拡大し、申込期限を12月31日まで延長します。

対象は次の全てに当てはまる人

- 被災住宅のり災証明を受けている
- 被災住宅に代わる住宅の建設・購入を市内で行う、または被災住宅の補修を行う
- ほかの自治体から利子補給を受けていない
- 令和2年12月31日までに融資を受けている

○被災した住宅を自己または親族が所有している

対象融資額 1、500万円以内  
利子補給率 年3パーセント以内  
利子補給期間 5年

※くわしくは危機管理課 ☎20・1523へ。

### 成田・下総大栄都市計画

#### 意見を募集します

県が策定する「成田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「下総大栄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、市町村原案を作成しましたので意見を募集します。  
閲覧・意見の提出期間 7月7日(火)～21日(火)(必着)  
閲覧場所 都市計画課(市役所5階)、下総・大栄支所、市ホー

ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0144\\_00031.html](https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0144_00031.html))

意見の提出方法 閲覧場所にある意見提出書を直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで同課

(〒286・85585 花崎町760 FAX 22・4493 Eメール [toshikei@city.narita.chiba.jp](mailto:toshikei@city.narita.chiba.jp))

※くわしくは同課 ☎20・1560へ。

### 市税の徴収猶予

#### 感染症に関する支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日～3年1月31日に納期限が到来する市税の納付・納入が困難になった場合、一定の条件を満たしている人

は徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金はかかりません。

対象は次の全てに当てはまる人

○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の1カ月以上の期間において、事業などでの収入が前年同期に比べておおむね20パーセント以上減少している

○納期限内に納付・納入することが困難である

猶予期間 各納期限から1年間

申請期限 各納期限

申請方法 徴収猶予申請書、財産目録や収支内訳書など収入が分かる物、預貯金の状況が分かる物を直接または郵送で納税課(市役所2階 〒286・8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課 ☎20・1519へ。

### 光化学スモッグ

#### 注意報が発令されたら

市では、防災行政無線・なりたメール配信サービスなどで光化学スモッグ注意報をお知らせしています。

注意報が発令されたら、屋外で

の激しい運動を避け、できるだけ外に出ないようにしてください。

目や喉が痛くなったり息を吸うのが苦しくなったりしたら、きれいな水で洗眼する、よくうがいをする、涼しいところで安静にするなどの応急処置をしてください。応急処置で良くならないときは、医師に相談してください。

※くわしくは環境対策課 ☎20・1532へ。

### 暮らしの便利帳

#### 広告掲載のお願いに 訪問します

市では、市民生活を送る上で必要な各種手続きなどの行政情報や医療機関・避難所などの情報を掲載した「NARITA暮らしの便利帳」を(株)ゼンリンと協働で発行し、12月から市内全世帯に配布する予定です。便利帳に掲載する広告を募るため、社員証を携帯したゼンリンの社員が市内事業者団体や商店などを訪問します。ご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは、便利帳の内容については広報課 ☎20・1503、  
広告の掲載についてはゼンリン ☎043・261・0043へ。

## 市長日誌

6月1日月～15日月

2日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(9日)
3日	議会運営委員会 定例記者会見
5日	6月定例会議会開会(～19日) 全員協議会
10日	新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会 建設水道常任委員会
11日	空港対策特別委員会 教育民生常任委員会
12日	台湾・桃園市救済物資贈呈式 経済環境常任委員会
15日	総務常任委員会



救済物資贈呈式で(12日)

**監査委員に岩下豊久氏**

市監査委員は、「市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者」から2人「議員のうち」から1人の3人を選任しています。



岩下 豊久 氏

前者の委員のうち三浦弘氏の任期満了に伴い、7月1日付けで岩下豊久氏が選任されました。

**家屋の新築・増築など  
資産税課へ連絡を**

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。家屋の新築・増築・建て替え・取り壊し・用途や名義の変更などがある場合は資産税課へ連絡してください。リフォームで事務所を居宅にしたなどの用途の変更は、担当者による現地確認が必要な場

合があります。

また、未登記の場合は、届け出がないと名義変更前の所有者に課税される場合がありますので注意してください。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

**マイナンバーカードの受け取り**

**必要書類を持参して**

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、必要書類を持って市民課(市役所1階)で受け取ってください。

**必要書類** 交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど)官公署発行の顔写真付きの物1点。または保険証、年金手帳など2点)、住民基本台帳カード(持っている人)

**マイナンバーカードでできること**

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な身分証明書として利用できます。

また、マイナンバーカードに搭載された電子証明書は、インターネットで確定申告書が提出できるe-Taxなどに利用できるほか、

全国のコンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄本、戸籍の附票(本市に本籍がある人のみ)の交付など)にも利用できます。

**紛失したときは**

マイナンバーカードをなくしたときはマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)に一時停止の連絡をしてから、市民課と警察署に届け出てください。紛失や損傷したときは有料で再交付できます。

※くわしくは同課(☎20・1525)へ。

**住宅地での農薬使用**

**安全に配慮して**

農薬を使用する場合、飛散により周辺の住民へ健康被害を及ぼすことがあります。住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には使用を控えるようにし、やむを得ない場合は次のことに配慮してください。

- 飛散しにくい農薬を選ぶ
- 風向きや時間帯に配慮する
- ラベルに記載された内容に従って使用する

○ 事前に周辺住民へ周知する

○ 散布区域に人が入らないように対策する

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

**介護保険負担割合証**

**7月16日に発送します**

要介護・要支援認定を受けている人などへ、8月から使用する介護保険負担割合証を7月16日(木)に発送します。これまでの負担割合から変更となる場合があるので、必ず確認してください。

なお、負担割合証は介護保険証と併せてケアマネジャーや施設などに提示してください。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

**植物などの移動規制**

**病害虫を防ぐために**

沖縄・小笠原諸島などの地域で農作物の病気を引き起こす害虫などが発生しています。害虫のまん延を防ぐため、一部の植物などは植物防疫法により対象地域からの

持ち出しが規制されています。

対象地域へ行く人は、対象植物(サツマイモ・かんきつ類の苗木など)を持ち出さないでください。

※くわしくは横浜植物防疫所干葉出張所(☎043・242・8401)へ。

**水道料金・下水道使用料**

**「LINE Pay」納付可能に**

コミュニケーションアプリ「LINE」が提供する決済サービス「LINE Pay」で市営水道区域の水道料金・下水道使用料の納付ができるようになりました。納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンのカメラで読み込むことで、いつでも納付できます。

なお、次の点に注意してください。

- 領収書は発行されません(納付履歴はアプリ内の支払い履歴で確認できます)
- 5万円以上の支払いはできません
- ※くわしくは、水道料金については水道部業務課(☎22・0269)、下水道使用料については下水道課(☎20・1553)へ。

# 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日頃感じている疑問や悩みを解消してみたいはかがですか。

心の健康、応援します



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止・変更となる場合があります。開催状況などについては各問い合わせ先へ。

## 7月の相談日

※期日中の12:00~13:00は相談を実施していません。

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民生活相談(離婚・相続・相隣関係・金銭貸借など)	月・金曜日	9:00~16:00	市役所2階市民相談室 ※各相談の受け付けは、終了時間の30分前まで(午前の受け付けは11時30分まで)。予約制の相談は、予約の時間までに来てください。	市民協働課 ☎20-1507
弁護士法律相談(予約制)	1日(※)・8日(※)・15日(※)・22日(※)・26日(日)	13:00~16:00		※法人からの相談は受けません。相談内容によってはお断りする場合があります。弁護士法律相談(同年度中に相談は2回まで)の8月分の予約は、7月29日(※)午前8時30分から受け付けます。
女性のための相談(DV含む・予約制)	木曜日	10:00~16:00		
外国人相談(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	10日(金)	13:00~16:00		
不動産相談	21日(火)	10:00~12:00		
もめごと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)	28日(火)	10:00~15:00		
市民よろず相談	18日(土)	13:00~16:00	保健福祉館	市民よろず相談室 興野さん ☎047-445-4195
司法書士による電話相談	月・水曜日	14:00~17:00	電話相談のみ (☎0120-971-438)	千葉司法書士会 ☎043-246-2666
法務局不動産登記相談(相続・抵当権抹消など、予約制)	月~金曜日	9:00~16:00	法務局成田出張所	法務局成田出張所 ☎23-2313
住宅無料耐震相談(予約制)	4日(土)	9:00~16:00	市役所5階502会議室	建築住宅課 ☎20-1564
子育て中の人の職業相談	月~金曜日	8:30~17:00	市役所2階マザーズコーナー	ハローワーク成田マザーズコーナー ☎20-0567
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	市役所2階消費生活センター	消費生活センター ☎23-1161
事業継承に関する相談(予約制)	15日(水)	10:00~16:00	商工会館2階相談室	商工会議所 ☎22-2101
商工業者よろず支援拠点サテライト相談(予約制)	16日(木)	10:00~16:00	商工会館2階相談室	商工会議所 ☎22-2101
若者の就労相談(予約制)	月~金曜日	10:00~17:00	勤労会館	ちば北総地域若者サポートステーション ☎24-7880
社労士による年金相談	水曜日	10:00~15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1547
交通事故相談(予約制)	7日(火)	10:00~15:00	市役所2階相談室	交通防犯課 ☎20-1527
障がい者相談	月~土曜日	9:00~18:00	保健福祉館	ほっとすまいるセンター ☎27-1106
心配ごと相談	木曜日	13:00~16:00	保健福祉館	社会福祉協議会 ☎27-7755 ※下総地域福祉センター・大栄支所は予約制です。各開催日の4日前までに申し込んでください。
	10日(金)		下総地域福祉センター	
	17日(金)		大栄支所	
アルコール依存相談	2日(休)	9:00~12:00	保健福祉館	社会福祉協議会 ☎27-7755
くらしと就労相談	月~金曜日	8:30~17:15	商工会館1階	暮らしサポート成田 ☎20-3399
家庭児童相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所2階家庭児童相談室	子育て支援課 ☎20-1538
就学相談(予約制)	月~金曜日	9:00~17:00	教育センター	教育センター ☎20-2922
教育相談(予約制)	火曜日	9:00~16:00	教育センター	教育センター ☎20-2922
不登校相談	月~金曜日	9:00~17:00	ふれあいるーむ21	ふれあいるーむ21 ☎20-1414
学校教育全般・いじめ相談	月~金曜日	9:00~17:00	教育指導課(市役所5階)	教育指導課 ☎20-1582
教育相談(家庭教育・青少年教育)	月~金曜日	9:00~17:00	教育センター	教育相談室 ☎22-5100
農地・農政相談(予約制)	1日(水)	8:30~11:30	下総支所	農政課 ☎20-1542
		13:30~16:30	大栄支所	

## 暮らしの安全知っ得情報

### 運転する際は注意して

#### 夏の交通安全運動

7月10日(金)～19日(日)は夏の交通安全運動期間です。

重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

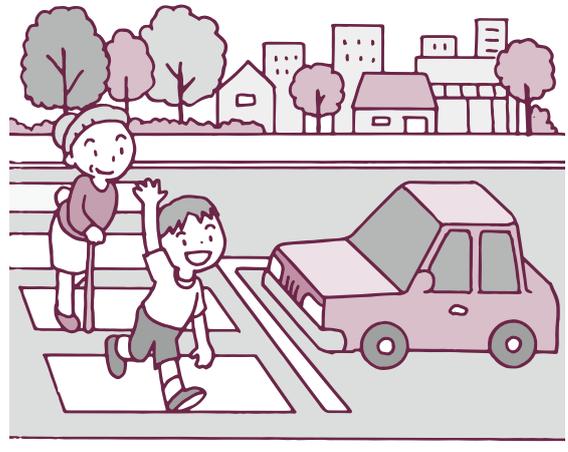
#### ドライバーの義務

車両には交差点の安全進行義務があります。交差点に入るときは次の点に注意しましょう。

- 早めに車線変更を行う
- 無理なタイミングで進入しない
- 安全な速度で進行する
- 歩行者やほかの車両の状況など、周囲をよく確認する
- 右折は安全なタイミングで行う

#### 横断歩道では歩行者が優先

横断歩道に接近する場合は、停止線の直前で止まることがで



きる速度で進行し、渡ろうとしている歩行者がいるときは一時停止しましょう。特に交差点で右折や左折をするときは、歩行者が後ろから来る場合がありますので、前後の状況をよく確認して安全に進行しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

## 消費生活相談Q&A

### 身に覚えのない商品の送り付けに注意

**Q** 箱に入った商品が宅配便で自宅に届きました。箱を開けてみると、中には除菌剤3本と請求書が入っており、請求書には代金をコンビニか郵便局で支払うように書かれていました。自分で注文した覚えがなかったので家族に確認しましたが、誰も心当たりがないようです。この商品はどうすればよいのでしょうか。

**A** 商品を一度受け取った後でも、注文した覚えのない商品だった場合は売買契約が成立していませんので、代金を支払う必要はありません。また、事業者の連絡先が書いてあっても連絡する必要はありません。

特定商取引法により、商品を受け取った日から14日が経過したら商品を自由に処分することができます。その後は事業者の指示に応じる必要はありません。ただし、商品には保管義務が発生しますので、14日間は使用せず保管しておきましょう。

なお、配送業者に受け取り拒否をすれば商品を事業者に戻却してもらえるので、明らかに注文した覚えがない商品が届いたときは引き取りを依頼しましょう。

#### 身に覚えのない商品が届いたら

受け取った後はいったん落ち着いて、次の順番で対応しましょう。

- ①家族に商品の心当たりがないか確認する
- ②心当たりがない場合は、商品を使用せず14日間保管する
- ③14日が経過したら、商品を処分する

困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン(188番)に相談してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



## 国民健康保険税

### 保険証・納税通知書を送付します

#### 国民健康保険証の一斉更新

保険証を8月1日(土)に一斉更新します。新しい保険証は7月中に簡易書留で発送します。配達時に不在の場合は「郵便物等ご不在連絡票」が投函され、保険証は郵便局に一時保管されます。一時保管期間が過ぎた後は保険年金課で保管しますので、官公署が発行している顔写真付きの本人確認ができる物を持って受け取りに来てください。

なお、保険証の有効期限は最長で令和3年7月31日ですが、同じ世帯でも有効期限が異なる場合がありますので注意してください。

#### 納税通知書・税額決定通知書を送付

納付書や口座振替で納付している世帯主には、納税通知書を7月15日(水)に送付します。年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主には、税額決定通知書を7月21日(火)に送付します。

#### 課税限度額の変更

国民健康保険税の基礎課税分の限度額が58万円から61万円に変更となり、合計の課税限度額は96万円になります。後期高齢者支援金等課税分と介護納付金課税分については変更はありません。

くわしくは納税通知書・税額決定通知書に同封の「お知らせ」

を確認してください。

#### 国民健康保険税の減額

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額と平等割額の減額制度があります。令和2年度から、5割減額・2割減額世帯の対象範囲が拡大されました。

- 7割減額…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得の合計)が、33万円以下の世帯
- 5割減額…前年中の合計所得が、28万5,000円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯
- 2割減額…前年中の合計所得が、52万円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯

また、災害などの特別な事情により生活が著しく困難なときは、減免を受けられる場合があります。

なお、世帯主と加入世帯員(所得申告を要する人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、減額制度の適用を受けることができませんので、速やかに申告してください。

#### 収入が減少した世帯への減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入が減少した世帯は、申請することで減免を受けられる場合があります。対象や必要書類などの詳細については、保険年金課(☎20-1526)へ問い合わせてください。

※くわしくは同課、納付については納税課(☎20-1519)へ。

## 国民年金保険料の免除制度

### 納付が困難な場合は申請を

令和2年度の国民年金保険料は月額1万6,540円です。将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。しかし、失業や災害などの経済的な理由で納付が困難な場合は、申請することで保険料の全額免除や一部免除などを受けることができます。

申請は保険料の納付期限から2年以内であれば行うことができます。ただし、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。

免除申請を受けた場合は、本来払うべき保険料の一部を国が負担することになるため、受け取る年金額の計算に算入されます。

保険料の免除や猶予を受けず、未納のまま放置すると、将来の年金やいざというときの障害年金、遺族年金などが受けられない場合があります。また、一部免除制度を利用しても、納めるべき保険料の一部に未納があればその期間は無効となり、受給資格期間と年金額に算入されませんので注意してください。

#### そのほかの免除制度

- 納付猶予制度…50歳未満の人が対象(本人・配偶者の所得審



査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)

- 学生納付特例制度…学生が対象(所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 法定免除…障害年金や生活保護を受けている人が対象(年金額を計算する際には、国の負担に相当する額が算入されません)
- 産前産後免除…産前産後の人が対象(年金額を算出する際には、対象期間の保険料を納付したものととして算入されます)

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ。

一般行政職・保育士など  
**育休代替任期付職員**

**募集人員**

- 一般行政職…5人程度
- 技術職建築…若干名
- 保育士…3人程度
- 言語聴覚士…若干名

任期＝おおむね6カ月～2年半

**受験資格**

- 一般行政職、技術職建築…平成14年4月1日までに生まれた人
- 保育士…保育士の資格(本市に係る国家戦略特別区域限定保育士の資格を含む)を持つ人
- 言語聴覚士…言語聴覚士の資格を持つ人

**試験案内・申込書の配布場所**＝人事課(市役所3階)、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/boshu/index0644.html>)

**申込方法**＝7月17日(金)(当日消印有効)までに申込書を直接または郵送で人事課(〒286-8585 花崎町760)へ

**試験日**＝7月31日(金)

**会場**＝市役所議会棟3階第三委員会室  
※くわしくは同課(☎20-1505)へ。

**お知らせ**

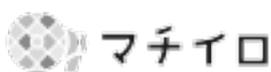
イベントやサークル活動に  
**スポーツ用具の貸し出し**

市では、幅広い世代で楽しめるニュースポーツなどに使用するスポーツ用具を貸し出しています。気軽に利用してください。

**対象種目**＝グラウンドゴルフ、ディスクゴルフ、ペタンク、輪投げ、ターゲットバードゴルフ、大縄、ユニカール、ビーンボウリング、ストラックアウト、スカットボール、ポッチャ

※事前に予約が必要です。くわしくはスポーツ振興課(☎20-1584)へ。

スマートフォンで読む「広報なりた」



専用アプリを無料でダウンロードできます。

道路や歩道に物を置かないで  
**路上の看板など**

道路や歩道に店舗の看板や商品、のぼり旗、植木鉢などがあると通行の妨げになり事故の原因にもなりかねません。

皆さんが安全に通行できるよう、看板などは敷地内に置くようにしましょう。※くわしくは道路管理課(☎20-1551)へ。

開場が中止に

**市営プール**

中台運動公園・大谷津運動公園・大栄B&G海洋センターのプールは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開場を中止します。

※くわしくは市体育館(☎26-7251)へ。

市ホームページでPRを

**バナー広告**

市では、市ホームページ上に掲載するバナー広告を募集しています。

**掲載する場所**＝市ホームページのトップページ

**掲載料(1枠当たり)**＝月額3万円

**規格**＝縦60ピクセル×横150ピクセルで20キロバイト以内

※くわしくは市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/boshu/page043000.html>)または広報課(☎20-1503)へ。

**催し物**

匠の技でマグロを解体  
**成田市場のイベント**

**会場**＝成田市場

**第2土曜日イベントデー**

**日時**＝7月11日(土) 午前8時～11時

**内容**＝スタンプラリー抽選会、フリーマーケットなど

**わくわく感謝デー**

**日時**＝7月25日(土) 午前8時～11時

**内容**＝生マグロ解体実演即売会、野菜ルーレット、お楽しみ抽選会、フリーマーケットなど

※くわしくは成田市場振興協議会(☎24-1224)へ。

**図書館**

**今月の図書館休館日**＝6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)、31日(金)(館内整理日)  
※23日(木・祝)、24日(金・祝)は本館・公津の杜分館・三里塚コミュニティセンター図書室のみ開館します(午前9時30分～午後5時)。

図書館本館・公津の杜分館は火～金曜日は午前9時30分～午後7時(本館2階は午後5時15分まで)、土・日曜日は午後5時まで開館しています。

**映画会**

今月の映画会は中止です。

**航空機騒音測定結果**

令和2年5月分

測定局	Lden	WECPNL	測定局	Lden	WECPNL
竜台	52.7	61.9	大室	41.3	53.7
長沼	54.4	64.6	大室(NAA)	39.9	51.1
北羽鳥	56.3	66.4	野毛平工業団地	56.3	67.1
北羽鳥北部	53.6	63.4	東和泉	54.9	65.3
新川	52.9	63.5	芦田	60.7	72.9
猿山	37.6	49.2	赤荻	56.2	66.6
滑川	41.9	51.9	野毛平	56.8	68.7
西大須賀	44.6	53.6	下金山	47.3	56.4
四谷	48.6	59.0	押畑	47.3	56.1
高倉	44.9	56.2	新田(NAA)	42.3	54.1
内宿	39.7	50.5	新田	44.0	55.8
磯部	54.7	65.4	堀之内	51.1	62.6
水掛	51.2	61.8	馬場	49.2	60.2
幡谷	50.1	60.8	遠山小	54.3	66.6
成毛	50.7	60.8	本三里塚	54.7	68.9
荒海	60.8	72.9	三里塚小	57.2	70.7
飯岡	56.4	67.5	御料牧場記念館	52.2	65.7
大生	57.3	68.3	本城	52.6	65.3
土室(県)	44.2	55.0	南三里塚	56.5	69.6
土室(NAA)	40.5	50.6			
荒海橋本	61.8	74.0			

色文字は、騒防法第一種区域に設置された測定局を示します。第一種区域の基準値 Lden：62デシベル以上(参考値WECPNL：75以上)

※航空機騒音の評価指標は、平成25年4月からWECPNLからLdenに変更されました。Ldenとは、時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機騒音をエネルギーとして加算するもので、夕方や夜間の値には重み付けを行います。単位はデシベル。この数値は速報値です。くわしくは空港対策課(☎20-1521)へ。

\*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止になる場合があります。



## 募集

### みんなで楽しめる名作を上映 もりんぴあ名画座

日時=7月23日(木・祝) 午後2時~4時  
会場=もりんぴあこうづ  
上映作品=お茶漬の味  
定員と入場料=50人(先着順)・無料  
※鑑賞を希望する人は当日直接会場へ。  
くわしくは同館(☎27-5252)へ。

### みどりを育てる

### グリーンボランティア

日時=7月11日・25日、8月22日、9月12日・26日、10月10日、11月7日、12月12日、3月13日の土曜日 午後2時~3時30分  
会場=もりんぴあこうづ  
内容=枯れ草の処分や花がら摘み、種まきなどを行い野菜や花を育てる  
対象=6歳以上の人  
持ち物=汚れてもよい服装、軍手  
※参加費は無料です。参加を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは同館(☎27-5252、第4月曜日は休館)へ。

### みんなで挑戦

### 小学生硬式テニススクール

日時=8月1日(土)・8日(土)(全2回) 午前10時~11時45分  
会場=中台運動公園テニスコート  
内容=年齢・経験別による指導  
対象=市内在住の小学生、家族が市内に勤または市テニス協会加盟クラブ員の小学生  
定員と参加費=30人(先着順)・無料  
持ち物=テニスラケット(大人用も可)、運動靴、飲み物  
申込方法=7月11日(土)から市テニス協会ホームページ(<https://www.narita-tennis.com>)から申し込む  
※くわしくは市テニス協会事務局・林さん(☎090-4063-5859)へ。

### 自転車や家具などを

### リサイクル製品の販売

販売される製品は丁寧に修理されていますので活用してください。  
日時=7月16日(木)~19日(日) 午前9時~午後4時  
会場=リサイクルプラザ  
リサイクル製品=自転車、家具類  
価格(1点当たり)=5,000円以内  
対象=市内在住で、品物を持ち帰ることができる人(希望者には、建物1階までの運送を有料で行います)  
申込方法=運転免許証などの本人確認ができる物を持って、リサイクルプラザにある申込用紙を提出  
抽選日=7月21日(火)(当選者にはがきで通知)  
※マスクをしていない人は入場できません。また、混雑の状況によっては入場を制限する場合があります。申し込みのなかった品物は21日の午後1時から即売します。くわしくはリサイクルプラザ(☎36-1000)へ。

### 平和を守る仕事

### 自衛官候補生

応募資格=18~32歳の人  
※年間を通して随時受け付けています。  
くわしくは自衛隊成田地域事務所(☎22-6275)へ。

### 危険物取扱者のための

### 保安講習

期日=9月3日(木)  
講習区分と時間  
○給油取扱所従事者…午前9時45分~午後0時45分  
○給油取扱所、石油コンビナート以外の従事者…午後1時40分~4時40分  
会場=国際文化会館  
対象=甲種・乙種・丙種いずれかの危険物取扱者免状を持っていて、製造所などで危険物取扱作業に従事している人(従事していない人は任意で受講可)  
定員=400人(先着順)  
受講料=4,700円(県収入証紙代)  
申込方法=7月27日(月)~31日(金)に直接、予防課(市役所地下1階)へ  
※くわしくは同課(☎20-1591)へ。

### 初心者体験会も

### ライフル射撃・ピストル射撃記録会

ソフトエアガンによる射撃を見学しませんか。初心者体験会も開催します。  
日時=7月3日(金) 午後6時~8時  
会場=加良部公民館  
対象=小学生以上  
参加費=無料  
※参加を希望する人は当日直接会場へ。  
くわしくは市ライフル射撃協会・茅場さん(☎090-3003-7864)へ。

### 新しい力を求めます

### 令和3年4月採用の市職員募集

#### 採用予定人員

- 一般行政職初級…3人程度(うち障がい者若干名)
- 消防職…若干名
- 消防職(救急救命士)…若干名

#### 受験資格

- 一般行政職初級…平成11年4月2日~15年4月1日生まれの人
- 一般行政職初級(障がい者)…昭和60年4月2日~平成15年4月1日生まれで、障害者手帳の交付を受けている人
- 消防職…平成4年4月2日~15年4月1日生まれの人
- 消防職(救急救命士)…平成4年4月2日~13年4月1日生まれで、救急

救命士の資格を持つ人(令和3年3月末日までに取得見込みの人を含む)

試験案内・申込書の配布場所=人事課(市役所3階)、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/boshu/index0644.html>)

配布開始日=7月6日(月)

申込方法=7月27日(月)~8月11日(火)(当日消印有効)に申込書と受験票を直接または郵送で人事課(〒286-8585 花崎町760)へ

試験日=9月20日(日)

※試験会場は市ホームページで確認してください。くわしくは人事課(☎20-1505)へ。

## 保健インフォメーション

このコーナーの会場は保健福祉館です。問い合わせは健康増進課(☎27-1111)へ。電話やFAX(27-1114)で健康に関する相談なども受け付けています。相談は医師などの都合により日程を変更する場合があります。

▼一般健康相談	期日	受付時間	相談を受ける人
こころの健康相談(予約制) (治療中の人は除く)	7月 1日(水)	午後1時15分～ 3時	カウンセラー・保健師
	7月10日(金)	午後1時15分～ 2時30分	精神科医師・保健師
▼乳幼児健診・相談	期日	受付時間	対象
こころの発達相談(予約制)	7月14日(火)	午前9時～ 10時50分	心理発達に心配のある乳幼児

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止・延期となった「赤ちゃん相談4・10カ月、1歳6カ月児・3歳児健診、2歳児歯科健診」の対象者には後日案内を送付します。なお、身体計測(身長・体重)、個別相談は予約制で実施しています。くわしくは健康増進課へ。

- **母親学級(予約制)**…主に初めて母親になる人が対象
- **パパママクラス(予約制)**…妊婦とその家族が対象  
※日時などくわしくは健康増進課へ。
- **こんにちは赤ちゃん事業**…生後4カ月までの赤ちゃんが対象  
※赤ちゃんお誕生連絡票(母子健康手帳別冊内)を健康増進課へ送付。



みんなおいでよ!

## なかよしひろば



市では、午前9時～午後4時30分に子ども館・三里塚コミュニティセンター・もりんぴあこづの一部を市内在住の乳幼児と保護者が自由に遊べる場「なかよしひろば」として開放しています(各施設の休館日を除く)。くわしくは各問い合わせ先へ。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、7月の各なかよしひろばの行事を中止します。

## 問い合わせ先

- 子ども館(なかよしひろば)  
…☎20-6300
- 三里塚コミュニティセンター  
(三里塚なかよしひろば)  
…☎37-3922
- もりんぴあこづ  
(公津の杜なかよしひろば)  
…☎27-7300



## 献血にご協力ください

## 【イオンモール成田】

7月4日(土)・5日(日)・7日(火)・8日(水)・16日(木)～19日(日)・24日(金・祝)25日(土) 午前10時～11時45分、午後1時～4時30分

## 【市役所】

7月27日(月) 午前10時～11時45分、午後1時～4時30分

※都合により変更になる場合があります。くわしくは千葉県赤十字血液センター千葉港事業所推進課(☎043-241-8332)へ。

## こども急病電話相談

☎#8000

ダイヤル回線からは☎043-242-9939、午後7時～翌午前6時・年中無休

## 成田市医療相談ほっとライン

専門の医療スタッフが、24時間年中無休、無料で相談に応じます。

☎0120-24-1130

## 日曜祝日診療機関

都合により休診する場合があります。来診前に電話で問い合わせてください。

成田病院(午前中・押畑・☎22-1500)  
藤倉クリニック(午前中・幸町・☎22-1158)  
聖マリア記念病院(取香・☎32-0711)  
ひらの内科(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-8070)  
なのはなクリニック(日曜日の午前中・吉岡・☎49-0533)

## 急病診療所 ☎27-1116

赤坂1-3-1(保健福祉館敷地内)

受付日時	診療科目
毎日(休診日なし) 午後7時～10時45分	内科 小児科
日曜日、祝日、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日 午前10時～午後4時45分	内科 小児科 外科
祝日(日曜日を除く)、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日 午前10時～午後4時45分	歯科

※症状や年齢によって対応が難しい場合がありますので、事前に連絡してください。

市内の医療機関で

## 成人歯科検診

むし歯や歯周病などの早期発見・早期治療のためにも、定期的に歯科検診を受けましょう。

**実施期間**=12月31日(休)まで

**実施場所**=わが家の健康づくりカレンダー、市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kenko\\_fukushi/page270700.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page270700.html))などで確認してください

**対象**=市に住民記録があり、令和3年3月31日時点で19歳以上の人

**自己負担額**=500円(70歳以上の人、生活保護受給者は無料)

**受診方法**=希望する歯科医療機関に直接予約

※くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。

助成金を支給

## 夏季子ども会行事

**対象**=7月1日(休)~9月30日(休)に行われる子ども会行事

**助成金額**=行事に参加した小学生1人当たり200円(1回限り)

**申請方法**=行事終了後、代表者が10月30日(金)までに印鑑と参加者名簿を持って社会福祉協議会(保健福祉館内)へ

※くわしくは同協議会(☎27-7755)へ。

子どもの安全と事故予防

## 子育て応援セミナー

**日時**=8月5日(休) 午前10時~正午

**会場**=保健福祉館

**内容**=子どもを預かる上で知っておきたいことや、自宅に潜む事故について学ぶ

**講師**=平山紀子さん(成田国際福祉専門学校保育士学科専任講師)

**対象**=市内在住の子育て支援に関心のある人

**定員と参加費**=25人(先着順)・無料

※申し込みは7月29日(休)までに、なりたファミリー・サポート・センター(☎27-8010)へ。

子どもやひとり親家庭などへ

## 医療費の助成

## 子どもの医療費

中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成しています。

県内の医療機関などで保険診療を受けた際に、子ども医療費助成受給券を提示することで、医療費の支払いが自己負担額のみになります。

県外の医療機関を受診したなどの理由で受給券が使用できなかった場合は、申請することで支払った医療費と自己負担額との差額を受け取れます(申請期限は受診の翌月から2年以内)。

**自己負担額**=入院1日200円、通院1回200円、調剤は無料(市民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)

## 母子・父子家庭などの医療費

母子・父子家庭の母や父、子ども(両親がいない場合を含む)が、医療機関などで保険診療を受けた際の医療費の一部を助成しています。

ただし、一定額以上の所得がある世帯などは対象外です。

**助成期間**=子どもが18歳になった日以降の3月31日まで

## 助成額

○入院…自己負担額から食事療養費を差し引いた額

○外来・調剤…各医療機関(調剤は処方箋を発行した場所)の1カ月ごとの自己負担額から1,000円を差し引いた額

※助成を受けるには事前に手続きが必要です。くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。

ひとり親家庭などに支給

## 児童扶養手当

次の要件に当てはまる子ども(18歳になった日以降の3月31日まで)を監護している父または母、父母に代わって養育している人に児童扶養手当が支給されます。

ただし、所得制限を超えていたり、公的年金を受けられたりする場合は、手当を受けられないことがあります。

**要件**=父母が離婚、父または母に重度の障がいがある、母が未婚など

※くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。

受給券を送付します

## 重度心身障害者医療費助成

8月1日(出)から利用できる重度心身障害者医療費助成受給券を7月中旬に送付します。また、手続きが必要な人には事前に通知を送付します。

受給券発行には市・県民税の課税状況を確認する必要があります。令和元年中の所得を申告していない人は早めに手続きしてください。収入がない人も申告が必要です。

※くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

医療機関で受けて

## 学齢期の予防接種

子どもの予防接種の予診票を次の時期に送付します。

○二種混合(ジフテリア・破傷風)…11歳の誕生日の翌月

○日本脳炎2期…9歳の誕生日の翌月

## 日本脳炎予防接種の救済措置

接種勧奨の差し控えによって、日本脳炎予防接種を受けることができなかった平成12年4月2日~19年4月1日生まれの人は、20歳の誕生日前日まで定期予防接種として未接種分を受けられます。

日本脳炎1期(3回)と2期(1回)が済んでいない人は、健康増進課へ連絡してください。

※くわしくは同課(☎27-1111)へ。

申請してください

## 幼児教育・保育の無償化

**対象**=幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し「保育の必要性の認定」を受けている児童の保護者

**対象となる利用料**=4~6月分の利用料

**請求書配布場所**=保育課(市役所2階)、市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135\\_00008.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00008.html))

**申請方法**=7月20日(月)(当日消印有効)までに請求書、領収書、提供証明書などの必要書類を直接または郵送で保育課(市役所2階 〒286-8585 花崎町760)へ。窓口で申請する際は印鑑を持ってきてください

※くわしくは同課(☎20-1607)へ。

7

JULY 2020

成田市のホームページ

<https://www.city.narita.chiba.jp>

1	水	●こころの健康相談(P14)
2	木	
3	金	●ライフル射撃・ピストル射撃記録会(P13)
4	土	●献血(P14)
5	日	●献血(P14)
6	月	
7	火	【小暑】●献血(P14)
8	水	●献血(P14)
9	木	
10	金	●水稲の薬剤散布(P6) ●夏の交通安全運動(P10)
11	土	●第2土曜日イベントデー(P12) ●グリーンボランティア(P13)
12	日	
13	月	
14	火	●こころの発達相談(P14)
15	水	
16	木	●リサイクル製品の販売(P13) ●献血(P14)
17	金	●献血(P14) ●成田うなぎ祭り(8月30日まで)
18	土	●献血(P14)
19	日	●献血(P14)
20	月	
21	火	
22	水	【大暑】
23	木	●海の日 ●もりんぴあ名画座(P13)
24	金	●スポーツの日 ●献血(P14)
25	土	●わくわく感謝デー(P12) ●献血(P14)
26	日	●ミニSLの運行(午前9時・栗山公園)
27	月	●献血(P14)
28	火	
29	水	
30	木	
31	金	

\*日曜開庁は午前8時30分～午後5時15分。市民課(19・26日は、マイナンバーカード関連業務停止)、保険年金課、市民税課、資産税課、納税課、子育て支援課の一部の業務のみ

\*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベントが中止になる場合があります。くわしくは各ページの問い合わせ先へ

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する相談窓口

\*6月23日時点の情報です。

### 各種支援策などの市の対応について

- 成田市新型コロナウイルス感染症対策専用ダイヤル  
☎20-1535(平日の午前8時30分～午後5時15分)

### 特別定額給付金について

- 成田市特別定額給付金コールセンター  
☎33-3621(平日の午前8時30分～午後5時15分)

### 感染しているかと思ったら

- 印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所  
☎26-7231(平日の午前9時～午後5時)  
FAX 26-4760

### 感染症に関する問い合わせ先

- 成田市医療相談ほっとライン  
☎0120-24-1130(24時間年中無休)
- 千葉県電話相談窓口  
☎0570-200-613(24時間年中無休)
- 厚生労働省の電話相談窓口  
☎0120-565653(午前9時～午後9時)  
FAX 03-3595-2756

### 事業者向けの相談窓口

- 中小企業金融・給付金相談窓口(経済産業省)  
☎0570-783183(午前9時～午後5時)

### 布マスクの全戸配布について

- 布マスクの全戸配布に関する電話相談窓口(厚生労働省)  
☎0120-551-299(午前9時～午後6時)

☎/市外局番の記載のないものは「0476」です

### 編集後記

広報課では市の記録を残すため、時季ごとに市内を撮影して回っています。季節の花々の撮影もそのうちの一つ。6月は毎年アジサイを撮影するのですが、宗吾霊堂のあじさい園は定番のスポットです。今号の表紙の写真は、園内を撮影している中で出会った歌とギターユニット「ター&ヒロ」のお二人。普段はコンサートで歌謡曲やタンゴなどの曲を披露されているそうです。訪れていた人が立ち止まるとはその歌と演奏に聴き入り、拍手を送っている光景が印象的で、広報課の撮影にも快く応じてくださいました。梅雨の時期の珍しく晴れた日に訪れた素敵な出会いでした。

### 市の人口

5月末日現在( )内は前月比

総人口	132,962人	(-63)
男	66,471人	(-32)
女	66,491人	(-31)
世帯数	63,689世帯	(+15)

### リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

広報なりたは、グリーン購入法に基づく基本方針の判断基準を満たす用紙、誰にでも読みやすいUD(ユニバーサルデザイン)フォントを使用しています。